

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年9月15日（平成28年（行情）諮問第586号ないし同第589号）

答申日：平成29年2月1日（平成28年度（行情）答申第706号ないし同第709号）

事件名：平成26年度司法書士試験特定問が出題ミスであるとの指摘に関する私簡文書（平成26年度受領分）等の一部開示決定に関する件
平成26年度司法書士試験特定問が出題ミスであるとの指摘に関する省内での議論に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件
「平成22年度司法書士試験（筆記試験）の採点上の取扱いについて」等の開示決定に関する件（文書の特定）
平成26年度司法書士試験特定問における出題ミスの指摘について省内にて審議した内容に関する文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる請求文書1ないし3（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙2に掲げる文書1ないし7（以下、「文書1」ないし「文書7」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、文書1及び2の一部を不開示とし、文書4及び5を開示し、文書3、6及び7を保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

以下、平成28年（行情）諮問第586号を「諮問第586号」と、同第587号を「諮問第587号」と、同第588号を「諮問第588号」と、同第589号を「諮問第589号」という。

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年6月1日付け法務省民二第378号による開示決定（以下「原処分1」という。）、同日付け同第379号による不開示決定（以下「原処分2」という。）、同日付け同第380号による一部開示決定（以下「原処分3」という。）及び同日付け同第381号による不開示決定（以下「原処分4」といい、原処分1ないし3を併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書（諮問第586号ないし第589号）

ア 審査請求の経緯

(ア) 特定年月日A, 平成26年度司法書士試験筆記試験実施

(イ) 特定年月日B, 平成26年度司法書士試験多肢択一式における法務省解答発表

(ウ) 特定年月日C, 司法書士試験の資格の学校である特定法人Aより, 平成26年度司法書士試験多肢択一式午後の部第7問について, 解答の訂正の意見書（証拠資料1 添付省略）が処分庁に提出される。

(エ) 特定年月日D 司法書士試験の他の有名な資格の学校（およそ特定法人B又は特定法人Cのどちらか）より, 平成26年度司法書士試験多肢択一式午後の部第7問について, 解答の訂正の意見書（証拠資料2 添付省略）が処分庁に提出される。

※個人名については, 個人情報保護のため不開示情報であるが, 司法書士受験生で合格発表前に, 合格基準点が判明していない段階で, 出題ミス指摘し, かつ, 処分庁である法務省に目をつけられる行為をする可能性はほぼなく, 法人としても合格発表前に訂正請求するメリットが考えられるのは資格の学校のみである。更に黒く文字を削除して不開示としている部分から名称省略した場合に3文字となることが予想されるため, 大手である特定法人Bか資格の学校特定法人C（学校資料に担当講師との記載がされている）が予想される。不開示とした部分の理由として, 特定の法人が主張する試験問題の解答やその理由を公開した場合, 当該法人の評価につながるおそれがあるとするが, 処分庁が出題ミスをしているだけであり, 間違いを訂正すべきであるにもかかわらず無視している処分庁が悪質行為をしているだけであり, 間違えていることに対して訂正を求めることが法人の評価につながるはずがない。特定法人A以外にも大手有名の資格の学校から間違いを指摘されて訂正しないことが, 処分庁自身の評価につながるおそれのある文書であることは明白ではある。

(オ) 特定年月日E, 司法書士試験の資格の学校である特定法人Aより, 平成26年度司法書士試験多肢択一式午後の部第7問について, 解答の訂正の請願書（証拠資料3 添付省略）が処分庁に提出される。

(カ) 特定年月日F, 司法書士試験の資格の学校である特定法人Aより, 平成26年度司法書士試験多肢択一式午後の部第7問について, 解答の訂正の意見書および請願書（証拠資料4）が処分庁に提出される。

(キ) 特定年月日G, 処分庁は, 出題ミスを訂正することなく司法書士

試験筆記試験合格発表。

(ク) 特定年月日H, 処分庁に対して, 法に基づき, 平成26年度司法書士試験(筆記試験・午前の部, 午後の部)多肢択一式問題の自身の答案の写し及び平成26年度司法書士試験(筆記試験・午後の部)記述式問題の自身の記述式答案の写しの開示請求を行った。

(ケ) 処分庁は(ク)の請求に対して全部開示通知し, 本件開示請求の答案の写しの情報を提供した。その際, 処分庁が平成26年度司法書士試験午後の部第7問において出題ミスをしながらも訂正せず, 審査請求人が本来は合格者であるのにもかかわらず, 不合格通知を行っていることを知った。

(コ) 審査請求人は, 再三に渡り, 処分庁に対して, 平成26年度司法書士試験午後の部第7問の出題ミスについて, 処分庁に対して, 訂正するように請求した。

※処分庁は, 出題ミスについて, 訂正するかを審議すると返答しているが, 返答はない。処分庁は, 出題ミスについては既に認めている。

(サ) 特定年月日I, 審査請求人は, 特定国会議員に対して, 特定国会議員を応援する会にて, 処分庁による出題ミスにおける隠蔽行為を説明し, 特定国会議員は「国会にて, 法務大臣を追及しないとイケない。」と回答した。更に, 参考資料を特定国会議員の秘書に提出するように審査請求人に求め, まずは, 特定国会議員の秘書のほうから処分庁に対して説明を求めることとした。

(シ) 特定年月日J, 審査請求人は, 総務省が実施している行政相談110番メールにより, 総務省に対して, 行政の不正行為の110番として, 処分庁が平成26年度司法書士試験午後の部第7問において出題ミスを隠蔽していることを報告した。

(ス) 特定年月K中旬, 特定国会議員の秘書より, 処分庁からファックスにて返答があり, そのファックス内容を確認した。(受験案内記載のとおり, 質問には一切応じないという内容。)

(セ) 特定年月日L 総務省から処分庁の返答として, 今回の審査請求人からの行政相談につきましては, 当事務所が法務省に対してご相談内容をお伝えして, 併せて, この相談に対する同省の見解を照会した結果, 下記1のとおりの内容がありましたので, ご連絡致します。
なお, 今回のご相談に関する当事務所の見解は下記2のとおりです。

記

「1 法務省からの回答内容」

① 法務省は, 平成26年度司法書士試験の筆記試験(多肢択

一式問題)の正解をホームページで公表しています。

- ② 受験案内にも記載しているとおり、試験問題の内容についての照会には一切応じていません。

「2 当事務所の見解」

当省の行政相談では、行政機関に対する指導・監督権及び勧告権はないこと、また、行政機関が実施している試験の個々の試験問題の内容について、その適否を判断することはできませんので、本件の行政相談につきましては、当事務所ではこれ以上の対応は困難です。

との返信メールをいただいた。

- (ソ) 特定年月日M, 審査請求人は、処分庁に対して、平成26年度司法書士試験の出題ミスが指摘されている午後の部第7問についての各肢の正誤表及び解説あるいは、なければ出題ミスについて指摘されたことによる法務省のすべての資料(会話記録など)(以下、第2においては「開示請求1」という。)を開示請求した。

- (タ) 特定年月日N, 処分庁より、審査請求人に対して、開示請求1に対して、開示請求している内容が既にインターネット上で開示している「平成26年度司法書士試験筆記試験(多肢択一式問題)正解」が該当するとの返答(証拠資料5 添付省略)が郵送された。

翌日、審査請求人は、処分庁に対して、通知について電話で折り返し連絡し、インターネット上で開示されている情報は出題ミスを説明するのに全く関係のない情報であり、正誤表は存在せず、かつ解説すらもない物であり、開示請求1の内容に該当する物でないことは明らかであり、故意に出題ミスを更に隠蔽しようとする行為を抗議した。

- (チ) 特定年月日O 審査請求人は、平成22年度司法書士試験における出題ミス(午前の部7問, 33問及び午後の部9問)の訂正をする際に法務省内で議論した内容(出題ミスが発覚した原因及び正誤表並びに解説等)に関する文書(データでもよい)すべて(以下、第2においては「開示請求2」という。)を開示請求した。

更に審査請求人は、平成26年度司法書士試験午後の部第7問における出題ミスが指摘されている際の法務省内にて午後の部第7問について審議した内容の文書(データでもよい)すべて(以下、第2においては「開示請求3」という。)を開示請求した。

※処分庁から、審査請求人に対して、平成26年度司法書士試験午後の部第7問における出題ミスが指摘されている際の法務省内にて午後の部第7問について審議した内容の文書は一切ないとの説明がなされており、審査請求人は、既に特定国会議員事務所や総務

- 省に対してのみ、なぜか処分庁は返答を返していることを知っており、「必ず関連文書はある。」と説明しており、「私が把握しているのでも平成28年に2件以上あるのではないのか」と確認も取った上で、存在しないとの回答を得たため開示請求3を開示請求した。
- (ツ) 特定年月日P, 処分庁より, 電話連絡により審査請求人に対して, 開示請求2について既存のインターネットにて公開されている開示情報以外に試験委員が関与した文書が一件存在する旨の説明を受けた。
- (テ) 特定年月日Q, 処分庁より, 審査請求人に対して, 開示決定等の期限の延長についての通知(証拠資料6 添付省略)がされた。電話確認したところ, 個人名等の不開示情報があり, 削除対象の検討とのことでした。(まさか処分庁の隠蔽工作のための不利益な情報である開示すべき資格の学校の法人名を削除する意図で検討のため延長するなどという違法行為のための延長とは許しがたい。)
- (ト) 特定年月日R, 処分庁より, 審査請求人に対して, 開示請求1, 開示請求2, 開示請求3に対する3件の決定通知がされた。開示請求1については, 一部開示及び不開示(訳が分からないが, 不開示決定も出ている。)(証拠資料7, 8 添付省略)。開示請求2については, 全部開示(証拠資料9 添付省略)。開示請求3については, 保有していないとして不開示(証拠資料10 添付省略)として返答されている。
- (ナ) 特定年月日S, 審査請求人は, 処分庁から開示請求1および開示請求2の開示情報を受け取った。

イ 審査請求の理由

- (ア) 本件処分及び手続は次の理由により違法である。
- A 上記ア審査請求の経緯(サ)及び(ス)記載より特定国会議員事務所から, 処分庁に対して, 司法書士試験の出題ミスについて, 説明を求めており, その際の文書が開示されていないこと及びその回答として特定国会議員事務所に対してファックスにて返答している文書が存在するにもかかわらず, 処分庁は審査請求人にその情報を開示していない。
- B 上記ア審査請求の経緯(シ)及び(セ)記載より総務省からの電子文書による司法書士試験の出題ミスについての電子文書情報及びその回答として総務省に対して電子文書を送付した電子文書が存在するにもかかわらず, 処分庁は審査請求人にその情報を開示していない。
- 一般的に考察すれば, 資格の学校2校および審査請求人のような試験受験生に対しては一切返答せず, 国会議員や総務省から

の請求に対しては無視した場合は追及されるのを怖れて返答したのは、両者を差別したものであり、それを理解しながら開示を行わなかったのであろう。（国会議員および総務省への回答に対しては、問題をはぐらかし、詳細な解説をしておらず、試験問題の内容についての照会には一切応じていませんとの回答であるから出題ミスについて反論できないのは明白である。）

C 証拠資料2については、資格の学校名を黒く削除して開示しているが、個人名でない資格の学校名については個人情報ではなく不開示情報でもないため開示すべき事項である。証拠資料7記載の不開示理由は、処分庁の間違いを指摘することが、法人の評価が下がるとの記載は今後の訂正申請するにあたり脅し的な行為であり、知られて評価を下がるなどとする理由で不開示にするのは無理があり、特定法人Aの資格の学校名についてはすでに開示しているのであるから、差別的行為をせずに開示すべき事項を開示すべきである。（特定法人Aは出題ミスについて請願書等の情報を公表しているが、評価を下げることにはなっていない。）

D 処分庁は、審査請求人および資格の学校の2校からの出題ミスの訂正請求を返答もせず無視し、国会議員や総務省からの質問および訂正請求に対しては出題ミス問題をはぐらかして返答する対応は差別的行為であり、行政手続法違反である。

E 上記ア審査請求の経緯（ツ）記載の開示請求2について既存のインターネットにて公開されている開示情報（開示請求2における開示文書（証拠資料11 添付省略））以外に試験委員が関与した文書が一件存在する旨の説明を受けたにもかかわらず、処分庁は、既存のインターネットにて公開されている開示情報のみを審査請求人に対して全部開示（証拠資料11 添付省略）しており、処分庁の説明と食い違っており、既存のインターネットにて公開されている開示情報（開示請求2における開示文書（証拠資料11））以外に試験委員が関与した文書が一件存在するはずである。

F 平成22年度司法書士試験において、出題ミスにより3問の訂正が発表され、事前に出題ミスについての内容について必ず審議しており、司法書士試験における問題の解説等は行政文書に該当するのであるから審議内容（問題の解説等の検討内容）は開示請求に対して開示されるべき文書が存在するはずである。

以上より、既に確定しているだけでも、処分庁が合計4件の故意の開示すべき情報を隠蔽しており、他にも開示すべき情報を開示していないことが推定される。ひとえに、処分庁が司法書士試験にお

ける出題ミスを隠蔽するために行っている行為であるが、平成26年度司法書士試験の出題ミスはこの審査請求により、歴史に残る出題ミスの事例となり、数々の隠蔽行為の引き金となった平成26年度司法書士試験の出題ミスを即時に訂正すべきである。

(イ) 以上から、本件処分の取消しを求めて本申立てに及んだ。

ウ その他

この審査請求は、今後ネット検索にて出題ミス関連としては、情報公開審議会の答申として、歴史に残るものとなり、ネット社会である日本において最上位に検索がなされる事件となるはずである。審査請求人は、処分庁に対し、最低の悪名を将来に残す前に司法書士試験における出題ミスを訂正し、改善されることを強く望む。

この事件の答申次第では、「試験に関する質問には応じない」と受験案内に記載することで、司法書士試験以外のセンター試験などの試験においても出題ミスもなくすることができるため、審査請求人から文部科学省等各所に意見書を提出して、大学受験および高校受験並びにすべての受験試験にて、法務省が推奨しており内閣府のお墨付きにより、日本中から出題ミスが消えることを意見させていただきます。

処分庁の行為が認められるならば、情報公開法とは名ばかりの法律になってしまい、国民の反発も大きいでしょうが、法務省が実施しており内閣府のお墨付きであれば、偉そうにしている人が「黒いものも、俺が白と言えば白になる」と言うように従うしかない状態になるのかもしれませんが。できれば、「実るほど頭（こうべ）を垂れる稲穂かな」ということわざがあり、人格者ほど相手に対して謙虚である例えですが、謙虚に相手の意見に耳を傾けて、間違いがあれば頭を下げるような対応をしていただきたい。「実のない稲穂は高々と頭（こうべ）をあげる」との言葉もありますが、中身のない馬鹿ほど踏ん返り返って、他人の意見を聞けずに、間違いを訂正できないものです。

(2) 意見書1（諮問第586号）

はじめに、法務省は理由説明書（下記第3に記載。以下同様。）にて、4通の全く同じ内容の理由説明書を提出しているが、審査請求人が審査請求書を提出してから60日程度かけて作成したとは思えないような内容なので、ほぼ反論できないのであろうが、反論できないならば平成26年度司法書士試験午後の部第7問の出題ミスを即時に訂正すべきである。

事件番号平成28年（行情）諮問第586号の事件名平成26年度司法書士試験特定問が出題ミスであるとの指摘に関する私簡文書（平成

26年度分)等の一部開示決定に関する件については、総務省総務課の事件名の間違いであろうが、なぜか平成27年度分受領分を含んでおり、私簡文書という言葉の定義について総務省情報公開・個人情報保護審査会に問合せしたところ、私文書に近い感じではないか、詳細については法務省に聞くしかないとの回答を得た。

ア 法務省の理由説明書の記載内容の虚偽について

(ア) 法務省が主張していること自体が虚偽だらけであることの説明

A 法務省は「理由説明書」という反論書を提出したが、その中で、法務大臣が開示すべき情報は、平成26年度司法書士試験の出題ミスが指摘されている午後の部第7問についての各肢の正誤表及び解説あるいは、なければ出題ミスについて指摘されたことによる法務省のすべての資料(会話記録など)であって、私簡文書などでは一切ない。私簡文書を辞書及びネットにて調べたが、行政用語でも法律用語でもなく、さらには、辞典にも私簡文書などという語句はなかった。まず、私文書について説明すると、私文書とは公文書の対義語であり、私人が作成した文書である私文書には公文書はなく、総務省などから法務省への要求書及び依頼書等の文書が除かれるのは明白であり、私文書などとは審査請求人は限定していない。さらに、簡書について説明すると、簡書とは①命令書②手紙、書簡のことである。

電子メール等の電子文書は簡書から外れる可能性が高く、審査請求人は“すべての資料(会話記録など)”又は“文書(データでもよい)”と記載しているため、審査請求人は簡書に限定して開示請求していない。

法に基づく開示請求において、審査請求人が私文書の開示請求をするはずがなく、あからさまに、法務省側が作った都合のいい造語である。

法務省提出の理由説明書1Pの下から9行目および12行目において私簡文書と特定したと記載されているが、私簡文書などという言葉は一般的に使われる言語ではなく、辞書にも載っていない言葉であるが、何を特定したのかを説明していない。私文書であり、簡書である手紙のみを特定したと判断してもよいとは思いますが、それでは、法務省提出の理由説明書5Pおよび6Pに記載されている開示請求の対象とされた行政文書は私簡文書であるが、と記載されていることは明らかな虚偽であり、総務省および審査請求人に対する詐欺行為である。

B 審査請求人が特定年月日〇に開示請求した平成26年度司法書士試験午後の部第7問における出題ミスが指摘されている際の法

務省内にて午後の部第7問について審議した内容の文書（データでもよい）すべて、について開示請求した理由は、事前に特定年月日Mにした開示請求において法務省側から開示できる情報は6件のみ（その後7件となり、増えており信用性は全くない。）であり法務省側からの返答内容や電子メール等は一切ないと返答を受けている（審査請求人がメール等も行政文書にあたるかをその際に確認し、電子文書は行政文書にあたと返答されている。）。そして、10回程度だが、平成26年度司法書士試験における出題ミスについて審議した内容にあたる文書が存在すること、かつ、他にも平成26年度司法書士試験の出題ミスを指摘する電子データ等があることを何度も説明し、上にちゃんと説明した方がいいよ（感じ的には上にはちゃんと説明しないと感しました。）と審査請求人は法務省職員に諫言している。次に、法務省側から、間違った判断で、法務省内での審議した内容は開示請求した内容には該当しないのではないかと、との疑義まで電話で返答してきたので、後に訂正してきたが、審査請求人は、ちゃんと新しい開示請求において審議した内容と特定した上で、特定年月日Oに開示請求を審議した内容に限定して行ったものである。

平成26年度司法書士試験の出題ミスに関する文書（データでもよい）と注意書きで記載すれば、総務省と法務省間のメールであれば、基本的に行政文書に該当するでしょうし、審査請求人である国民からの行政相談に応じて、国民の問題を総務省から法務省に改善等を促すメールであれば、さらに行政文書であることは明白である。尚、最近の判例では、大阪市市長の私的メールですら公文書と認定されていることは周知の事実かとは思いますが、国民の行政問題を総務省と法務省で意見交換すれば行政文書であることは明白すぎる事実である。（資料1添付省略）

もちろん、国民の代表者である国会議員（元特定大臣）からの改善要求の文書等は国民の代表からの文書であるので、メモなどではなく、行政文書であることは明らかである。

- C 特定年月日Tに審査請求人は法務省に電話をしており、その際録音もしているが、法務省民事第二課の職員が、現在審査請求人が存在すると主張した文書を探している最中であることを会話しており、理由説明書5Pの特定したという記載は未だ捜索中であつたこととの語弊があると思われる。
- D 法務省は、資格の学技が試験問題の解答及びその理由を公表することがその資格の学校の評価につながるおそれがあると主張す

るが、平成26年度司法書士試験午後の部第7問についての出題ミスは、他のほぼすべての資格の学校も出題ミスに関する指摘を平成26年度司法書士の解説等でしており、すべての資格の学校が法律および判例等を精査した上で証明をし、解答に導いているのであり、法務省側が証明を覆せないからといって、資格の学校が試験問題の解答及びその理由を公開することを主張することをもって、権利、競争上の地位その他正当な利益を害することはない。

資格の学校は法律及び判例を詳細に調べ、平成26年度司法書士試験午後の部第7問について証明をしているのであり、反証ができないのであれば、法務省が出題ミスを隠蔽しているだけであり、法務省は訂正義務を負っているにもかかわらず訂正しない不作為義務違反を行っている。

よって、権利、競争上の地位その他正当な利益を害していると思われるのは法務省であり、法務省側は有名な資格の学校からの証明された出題ミスの指摘が公表されることにより、法務省の出題ミスの隠蔽行為が明るみに出て恥をかくことを恐れているにすぎない。もし違うならば、有名な資格の学校からの出題ミスの指摘があったことを明確にして反証をあげて返答すればいいだけである。

E 平成22年度（行情）答申第537号において、「情報公開・個人情報保護審査会は、司法書士試験における採点メモについては、当該採点メモの送付を受けた各試験委員が、不動産登記に係る試験問題の答案の採点に当たり、これを参考としたか、あるいは、採点に関して行った各試験委員間の打合せにおいて、各試験委員共通の認識となったか否かについては定かではないとしても、当該メモは、当該各試験委員間で一時であっても採点という行政事務の参考に資するため共有していたものであると認められる以上、諮問庁の認識とは異なり、組織共用性がある文書といえ、行政文書であると認められる」としている平成24年度（行情）答申第198号においても、司法書士試験におけるメモについて記載されており、メモを廃棄していることとなっているが、今回は、総務省からの電子メールや国会議員（元特定大臣）からの訂正要求に関してメモなどという言い訳は造語ばかりを繰り返す法務省の行政権の暴走である。このように、法務省は度々過去に行政文書であるものを開示請求の諮問機関の情報公開・個人情報保護審査会に対してメモだと主張したことが度々あるが、メモでないことは明らかであり、総務省（行政110番※110番とは、

日本において警察機関に提供される緊急通報用電話番号である。)からの国民からの苦情及び相談並びに通報がメモで送られてくるはずがない。

さらに、国会議員（元特定大臣）からの文書にしても、「法務大臣を追及しなければならない」と国民の代表者である国会議員が言っている司法書士試験の出題ミスを指摘している内容の文書がメモであるはずがない。メモとは、忘れないように要点を書き留めること、また書き留めたもの、覚え書き、である。メモとは全く違うものであり、日本語を知らない法務省の人間がこの理由説明書を作成している。さらには、審査請求人や資格の学校2校からの出題ミスに対する訂正請求書に対しての返答がないのに対して、法務省へのメモ（覚え書き）2通には返答があること事態がおかしい話となる。

F 法務省は、審査請求人が法務省からインターネットにて公開されている行政文書以外に試験委員が関与した文書が存在するとの説明を受けたことを否定しているが、一切証明はされておらず、こちらは何件か会話を録音しており、法務省側からの電話でインターネットにて公開されている行政文書以外に試験委員が関与した文書が存在する旨の説明の電話は録音がないが、度々、審査請求人から電話した内容についてはインターネットに載っていない情報についての会話を記録しており、特定年月日Sに法務省から開示決定の際の文書の受け取りの際にも録音しており、明確に審査請求人は、インターネットにて公開されている行政文書以外に試験委員が関与した文書がある旨を法務省側から説明されたことを主張し、法務省側は明確に返答していない。審査請求人は録音記録を総務省情報公開・個人情報保護審査会に提出してもいいが、今後の法務省側の虚偽を更に延々と録音記録なしで続けられるのも困るので、いい加減降参していただきたいと考えております。

(イ) 度重なる虚偽に対する責任追及

審査請求人には法務省職員との会話の録音記録を保有している旨は記録しているが、法務省側の虚偽が明確になった際に、責任の取り方について、明確にしておきたい。審査請求人は、本来は平成26年度司法書士試験筆記試験の合格者である。それを法務省の出題ミスの隠蔽により、司法書士試験合格者の権利義務を妨げられている。その上で、隠蔽行為をこのまま継続するならば、法務省側で隠蔽行為を助長する行為をする者は全員法務省職員である資格を失っていただく約束をしていただきたい。平成26年度司法書士試験の出題ミスの隠蔽に関わったすべての者は犯罪行為に等しい行為をし

ている上に、虚偽を繰り返すのであれば、それぐらいの制裁では足りないレベルであるから、関わった全員の法務省職員の解職を約束願いたいのである。

歴史に残る出題ミスに関する隠蔽の情報公開・個人情報保護審査会の答申において、虚偽が暴かれた恥ずかしい職員に法務省に在任できる権限は既にないでしょうし、隠蔽ともなれば解職が当たり前の話ですので、どうぞ検討の上、お返事下さい。

イ アカウンタビリティ（説明責任）について

（ア）平成26年度司法書士試験の出題ミスについての説明責任の根拠

アカウンタビリティ（アカウンタビリティとは、政府・企業・団体・政治家・官僚などの、社会に影響力を及ぼす組織で権限を行使する者が、株主や従業員（従業者）、国民といった直接的関係をもつ者だけでなく、消費者、取引業者、銀行、地域住民など、間接的関わりをもつすべての人・組織（ステークホルダー、利害関係者）にその活動や権限行使の予定、内容、結果等の報告をする必要があるとする考え。1 説明の義務・責任。2 政府や公務員が政策やその執行について国民の納得できるように説明する義務をもつこと。説明責任。3 企業が出資者から委託された資金を適正に運用して保全し、その状況を出資者に報告する義務をもつこと。会計責任。4 多額の賞金援助を受ける科学技術研究者は、その研究の意義を説明する義務・責任を負うとする考え方。）がある。法において、1条（目的）に国民主権の理念に基づく、日本政府の説明責任を規定している。

まず、法務省は資格の学校2校から4度に渡り、平成26年度司法書士試験午後の部第7問の出題ミスについて出題ミスが証明された訂正請求を司法書士試験合格発表前に受領している。

そして、行政権の行政機関の省である対等の機関の総務省からも平成26年度司法書士試験午後の部第7問の出題ミスの指摘を受け、国民の代表者である国会議員（元特定大臣）からも平成26年度司法書士試験午後の部第7問の出題ミスについて訂正要求を受けている。

もちろん審査請求人からも訂正要求を行っており、これらを見做す行為は国民の意見や資格の学校の証明された事実以外に行政機関や国民の代表である国会議員（元特定大臣）の意見すらも無視した行政権の暴走である。

（イ）差別的取扱いについての説明責任

法務省は、審査請求人及び資格の学校2校からの平成26年度司法書士試験の出題ミスについての訂正請求に対して、一切の返答を

していない。しかし、国会議員や総務省からの出題ミスに関する問合せに関しては内容については述べていないが、返事だけを返している。これは国会議員や総務省だけを対象としており、手続が差別的である。出題ミスに関する指摘については国会議員（元特定大臣）からは明確な訂正請求がなされているので、なぜ審査請求人及び資格の学校が出題ミスについて証明して訂正請求をしているにもかかわらず、返事をしないのか説明をしろ。

(ウ) 平成26年度司法書士試験午後の部第7問の出題ミスに関する訂正責任

一般的に、大学入学試験等の出題ミスを訂正する際に、学校や予備校の講師等が出題ミスについて指摘をして出題ミスを訂正することが多いようだが、資格の学校2校からの代表者が書面にて証明までして出題ミスを指摘し、それが4度も合格発表前に行われれば、出題ミスを訂正するものであるが、訂正しないのであればその説明責任があるのは当然である。

さらに、総務省からの国民の通報制度により平成26年度司法書士試験の出題ミスが指摘されており、国民の代表者である国会議員からはその明確な訂正請求が行われているにもかかわらず、説明責任から逃げて訂正しないことは許されない。

よって、法務省は、度重なる平成26年度司法書士試験午後の部第7問の出題ミスについての証明を明確にされて訂正請求を受けている。そして、法務省が、平成26年度司法書士試験午後の部第7問の出題ミスにおける証明を詳細な説明にて覆せないのならば、直ちに平成26年度司法書士試験午後の部第7問の出題ミスに関する訂正をしろ。

以上のことから、原処分は、妥当でないことは明らかである。

(3) 意見書2（諮問第587号）

はじめに、事件番号諮問第586号の事件名平成26年度司法書士試験特定問が出題ミスであるとの指摘に関する私簡文書（平成26年度分）等の一部開示決定に関する件と事件番号諮問第587号事件名平成26年度司法書士試験特定問が出題ミスであるとの指摘に関する省内での議論に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件について、総務省総務課の事件名の間違いであろうが、諮問第586号においては、（平成26年度分）との記載になぜか平成27年度分受領分を含んでおり、諮問第587号においては別段（平成●年度）と記載されなくても平成27年度分等を含んでいる記述となっており、不可解な事件名になっているので、諮問第586号の事件名については、整合性を合わせるために、総務省が訂正すべきである。

ア 法務省の理由説明書の記載内容の虚偽について

(ア) 法務省が主張していること自体が虚偽だらけであることの説明

A 上記(2)ア(ア)AないしFと同旨。

B 法務省は、情報公開・個人情報保護審査会の理由説明書において、過去に度々メモだから行政文書ではないと主張することが多く、本件理由説明書においても総務省からの国民の行政問題に関する電子メールのやり取りや国民の代表者である国会議員からの司法書士試験午後の部第7問の出題ミス訂正請求の文書をメモとして主張している。法務省において、行政文書が存在する際にまるでメモと言う都合のいい言葉を使っているだけであり、本件平成26年度司法書士試験特定問が出題ミスであるとの指摘に関する省内での議論に関する文書の不開示決定(不存在)はメモ(重要な電子文書、国会議員からの請求文書レベルの文書)として行政文書として開示しようとしていないだけであることは明白である。

(イ) 上記(2)ア(イ)と同旨。

イ 上記(2)イと同旨。

(4) 意見書3(諮問第588号)

はじめに、事件番号諮問第586号の事件名平成26年度司法書士試験特定問が出題ミスであるとの指摘に関する私簡文書(平成26年度分)等の一部不開示決定に関する件については、総務省総務課の事件名の間違いであろうが、なぜか平成27年度分受領分を含んでおり、私簡文書という言葉の定義について総務省情報公開・個人情報保護審査会に問合せしたところ、私文書に近い感じではないか、詳細については法務省に聞くしかないとの回答を得た。

さらに、本件事件名に使われている不開示決定の言葉において、ただ間違えただけかもしれないが、「平成22年度司法書士試験(筆記試験)の採点上の取扱いについて」などという不開示決定の言葉を変更することも禁止行為であろう。審査請求人は、平成22年度司法書士試験における出題ミス(午前の部7問、33問及び午後の部9問)の訂正をする際に法務省内で議論した内容(出題ミスが発覚した原因及び正誤表並びに解説等)に関する文書(データでもよい)すべて、を開示請求しているのであり、不開示決定書には平成22年度の出題ミスに関する特定された情報について一切記載されていない。さらに採点上の取扱いなど審査請求人は一切不開示請求しておらず特定問の出題ミスに関する法務省内で議論した情報を請求しているのであり、取扱いなどは一切不開示請求していない。これは、審査請求の対象を完全に別のものに変更されている。一切不開示請求していない事項が開示されて、それが不開示決定名になるの

は明らかにおかしい。

ア 法務省の理由説明書の記載内容の虚偽について

(ア) 法務省が主張していること自体が虚偽だらけであることの説明

A 上記(2)ア(ア)AないしFと同旨。

B 上記(3)ア(ア)Bと同旨。

(イ) 上記(2)ア(イ)と同旨。

イ 上記(2)イと同旨。

(5) 意見書4(諮問第589号)

はじめに、事件番号諮問第586号の事件名平成26年度司法書士試験特定問が出題ミスであるとの指摘に関する私簡文書(平成26年度分)等の一部開示決定に関する件については、総務省総務課の事件名の間違いであろうが、なぜか平成27年度分受領分を含んでおり、私簡文書という言葉の定義について総務省情報公開・個人情報保護審査会に問合せしたところ、私文書に近い感じではないか、詳細については法務省に聞くしかないとの回答を得た。

さらに、諮問第587号の事件名に使われている開示決定の言葉において、ただ間違えただけかもしれないが、「平成22年度司法書士試験(筆記試験)の採点上の取扱いについて」などという開示決定の言葉を変更することも禁止行為であろう。審査請求人は、平成22年度司法書士試験における出題ミス(午前の部7問、33問及び午後の部9問)の訂正をする際に法務省内で議論した内容(出題ミスが発覚した原因及び正誤表並びに解説等)に関する文書(データでもよい)すべて、を開示請求しているのであり、開示決定書には平成22年度の出題ミスに関する特定された情報について一切記載されていない。さらに採点上の取扱いなど審査請求人は一切開示請求しておらず、特定問の出題ミスに関する法務省内で議論した情報を請求しているのであり、取扱いなどは一切開示請求していない。これは、審査請求の対象を完全に別のものに変更されている。一切開示請求していない事項が開示されて、それが開示決定名になるのは明らかにおかしい。

そして、本件の事件名平成26年度司法書士試験特定問における出題ミスの指摘について省内にて審議した内容に関する文書等の不開示(不存在)に関する件については、平成22年度司法書士試験における出題ミス(午前の部第7問、33問及び午後の部第9問)の訂正をする際に法務省内で議論した内容に関する文書の不開示決定(不存在)が含まれていると総務省情報公開・個人情報保護審査会の説明から聞くことができたが、平成26年度司法書士に明らかに限定して事件名を名付けているのに、平成22年度司法書士試験における出題ミス(午前の部第7問、33問及び午後の部第9問)の訂正をする際に法務省内で議論した内容

に関する文書の不開示決定（不存在）の問題点が含まれているとの説明は、全く理解できない。この本件事件名で、平成22年度司法書士試験における出題ミス（午前の部第7問、33問及び午後の部第9問）の訂正をする際に法務省内で議論した内容に関する文書の不開示決定（不存在）の問題を審議するのは明らかにおかしい。

ア 法務省の理由説明書の記載内容の虚偽について

（ア）法務省が主張していること自体が虚偽だらけであることの説明

A 上記（2）ア（ア）AないしDと同旨。

B 上記（2）ア（ア）Eの1段落目ないし2段落目と同旨。

法務省の言うメモとは、行政文書であることは法務省自身が確証を持っているが、提出したくない書面をメモだと主張しているにすぎない。

C 特定年月日U国会法務委員会の中継映像にて法務大臣は、司法試験の正解について疑義が後に生じた場合には、司法試験委員において司法試験考査委員に検討を依頼することになると述べている。平成22年度司法書士試験においては、出題ミスが3問出しており、それを法務省は訂正をしているが、司法試験の手続と同様に司法書士試験委員において司法書士試験考査委員に検討を依頼し、平成22年度司法書士試験を訂正しているはずである。平成26年度司法書士試験においても、資格の学校2校から4度に渡る訂正請求を合格発表前になされており、審査請求人や国民の代表者である国会議員及び総務省からの出題ミスへの指摘があったならば司法書士試験委員において司法書士試験考査委員の検討を依頼していることが推定される。もし違うのであれば司法書士試験と司法書士試験の正解について疑義が後に生じた場合の手続に関して差別的取り扱いをするべき明確な根拠を示すべきである。

D 法務省は、審査請求人が法務省からインターネットにて公開されている行政文書以外に試験委員が関与した文書が存在するとの説明を受けたことを否定しているが、一切証明はされておらず、こちらは何件か会話を録音しており、法務省側からの電話でインターネットにて公開されている行政文書以外に試験委員が関与した文書が存在する旨の説明の電話は録音がないが、度々、審査請求人から電話した内容についてはインターネットに載っていない情報についての会話を記録しており、特定年月日Sに法務省から不開示決定の際の文書の受取の際にも録音しており、明確に審査請求人は、インターネットにて公開されている行政文書以外に審査委員が関与した文書がある旨を法務省側から説明されたことを主

張し、法務省側は明確に返答していない。上記Cにも記載されているが、平成22年度司法書士試験の正解について疑義が生じた場合に司法書士試験委員において司法書士考査委員において司法書士試験考査委員に検討を依頼し、司法書士考査委員が出題ミスについての回答書が出ており、その書面を法務省側が行政文書とみなして、審査請求人に対してインターネットにて公開されている行政文書以外に試験委員が関与した文書がある旨を説明したと推定できるのでありつじつまが合っている。審査請求人は録音記録を総務省情報公開・個人情報保護審査会に提出してもよいが、今後の法務省側の虚偽を更に延々と録音記録なしで続けられるのも困るので、いい加減降参していただきたいと考えております。

E 上記(3)ア(ア)Bと同旨。

(イ) 上記(2)ア(イ)と同旨。

イ アカウナビリティ(説明責任)について

(ア) 上記(2)イ(ア)と同旨。

(イ) 上記(2)イ(イ)第1段落及び上記ア(ア)Cと同旨。

(ウ) 上記(2)イ(ウ)第1段落及び第2段落と同旨。

「債務者(本件では法務省)は債務不履行について帰責事由がなかったことを証明しなければならない」が開示請求における開示する債務者である法務省は一切帰責事由がなかったことを証明しておらず、逆に審査請求人が帰責事由(出題ミスに対する証明)があったことを証明している。

よって、法務省は、度重なる平成26年度司法書士試験午後の部第7問の出題ミスについての証明を明確にされて訂正請求を受けている。そして、法務省が、平成26年度司法書士試験午後の部第7問の出題ミスにおける証明を詳細な説明にて覆せないのならば、司法書士試験委員において司法書士試験考査委員に検討を依頼し、直ちに平成26年度司法書士試験午後の部第7問の出題ミスに関する訂正をしる。

以上のことから、原処分は、妥当でないことは明らかである。

(6) 意見書5(諮問第586号ないし第589号)

審査請求人から意見書5が当審査会宛て提出(平成29年1月27日受付)された(諮問庁の閲覧に供することは妥当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書(諮問第586号ないし第589号)

(1) 審査請求の概要

本件審査請求は、以下の4件（開示請求書は3通）の法4条1項の規定に基づく行政文書開示請求について、法務大臣が行った行政文書開示決定又は行政文書不開示決定に対するものである。

ア 平成28年4月18日受付第85号及び第86号の行政文書開示請求

（ア）請求する行政文書の名称等

平成26年度司法書士試験の出題ミスが指摘されている午後の部第7問についての各肢の正誤表及び解説あるいは、なければ出題ミスについて指摘されたことによる法務省のすべての資料（会話記録など）

（イ）開示・不開示の状況

請求対象となる行政文書を、第85号で「平成26年度司法書士試験午後の部第7問が出題ミスであるとの指摘に関する私簡文書（平成26年度受領分）」、第86号で「平成26年度司法書士試験午後の部第7問が出題ミスであるとの指摘に関する私簡文書（平成27年度受領分）」と特定し、法5条1号及び同条2号イの不開示情報を除き開示した（平成28年6月1日付け法務省民二第380号行政文書開示決定通知書。以下、第3においては「380号決定」という。）。

また、当省では、これらの行政文書以外に請求対象となる行政文書は保有していないが、審査請求人から、保有していない旨を明らかにするためとして不開示決定を行うことを求められたことから、第85号をもって「平成26年度司法書士試験午後の部第7問が出題ミスであるとの指摘に関する法務省内での議論に関する文書」について、対象となる行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定を行った（平成28年6月1日付け法務省民二第381号行政文書不開示決定通知書。以下、第3においては「381号決定」という。）。

イ 平成28年5月2日受付第83号の行政文書開示請求

（ア）請求する行政文書の名称等

平成22年度司法書士試験における出題ミス（午前の部7問、33問及び午後の部9問）の訂正をする際に法務省内で議論した内容（出題ミスが発覚した原因及び正誤表並びに解説等）に関する文書（データでもよい）すべて

（イ）開示・不開示の状況

請求対象となる行政文書を、「平成22年度司法書士試験（筆記試験）の採点上の取扱いについて」及び「平成22年度司法書士試験多肢択一試験の正解等」と特定し、全部開示した（平成28年6

月 1 日付け法務省民二第 3 7 8 号行政文書開示決定通知書。以下、第 3 においては「3 7 8 号決定」という。)

また、当省では、これらの行政文書以外に請求対象となる行政文書は保有していないが、審査請求人から、保有していない旨を明らかにするためとして不開示決定を行うことを求められたことから、「平成 2 2 年度司法書士試験における出題ミス（午前の部第 7 問、3 3 問及び午後の部第 9 問）の訂正をする際に法務省内で議論した内容に関する文書」について、対象となる行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定を行った（平成 2 8 年 6 月 1 日付け法務省民二第 3 7 9 号行政文書不開示決定通知書。以下、第 3 においては「3 7 9 号決定」という。)

ウ 平成 2 8 年 5 月 2 日受付第 8 4 号の行政文書開示請求

(ア) 請求する行政文書の名称等

平成 2 6 年度司法書士試験午後の部第 7 問における出題ミスが指摘されている際の法務省内にて午後の部第 7 問について審議した内容の文書（データでもよい）すべて

(イ) 開示・不開示の状況

当省では、上記アで開示した行政文書以外に請求対象となる行政文書は保有していないが、審査請求人から、保有していない旨を明らかにするためとして不開示決定を行うことを求められたことから、「平成 2 6 年度司法書士試験午後の部第 7 問における出題ミスが指摘されている際の法務省内にて午後の部第 7 問について審議した内容に関する文書」について、対象となる行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定を行った（3 7 9 号決定）。

(2) 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求書によると、審査請求の趣旨及び理由は以下のとおりであると考えられる。

ア 3 7 8 号決定及び 3 8 0 号決定で開示された行政文書の他にも以下のとおり行政文書が存在するはずであるから、3 7 8 号決定及び 3 8 0 号決定に係る行政文書開示決定並びに 3 7 9 号決定及び 3 8 1 号決定に係る行政文書不開示決定を取り消し、保有している全ての行政文書を開示すべきである。

(ア) 平成 2 8 年 4 月 1 8 日受付第 8 5 号及び第 8 6 号並びに同年 5 月 2 日受付第 8 4 号で請求した行政文書として、特定国会議員の事務所（以下、第 3 においては「特定国会議員事務所」という。）から、当省に対して、司法書士試験の出題ミスについて、説明を求めており、その際の文書が開示されていないこと及びその回答として同議員事務所に対してファックスにて返答している文書が存在すること

(審査請求書第6項(1))。

(イ)平成28年4月18日受付第85号及び第86号並びに同年5月2日受付第84号で請求した行政文書として、総務省からの電子文書による司法書士試験の出題ミスについての電子文書情報及びその回答として総務省に対して電子文書を送付した電子文書が存在すること(審査請求書第6項(1))。

(ウ)平成28年5月2日受付第83号で請求した行政文書として、既存のインターネットにて公開されている行政文書(378号決定で開示している行政文書)以外に試験委員が関与した文書が一件存在する旨の説明を受けており、当該文書が存在するはずであること(審査請求書第6項(1))。

(エ)平成28年5月2日受付第83号で請求した行政文書として、平成22年度司法書士試験において、出題ミスにより3問の訂正が発表され、事前に出題ミスについての内容について必ず審議しており、司法書士試験における問題の解説等は行政文書に該当するのであるから審議内容(問題の解説等の検討内容)に関する文書が存在するはずであること(審査請求書第6項(1))。

イ 380号決定に係る部分開示決定において、法5条2号イの不開示情報に該当するとして不開示とした部分について、これを開示したとしても特定の法人の権利利益が害されるおそれはなく、不開示情報に該当しないので、開示すべきである(審査請求書第6項(1))。

(3) 原処分 of 妥当性について

ア 開示対象行政文書の特定について

審査請求人は、上記(2)アのとおり、開示した行政文書の他にも行政文書が存在しているはずである旨主張するが、378号決定から381号決定に係る行政文書開示決定又は行政文書不開示決定は、当省が保有する請求対象となりうる全ての行政文書を特定の上、行われたものである。

これに対し、審査請求人は、上記(2)アのとおり主張するが、当省の担当職員と国会議員事務所や他省庁の担当者との間でファックスや電子メール等を通じてメモのやり取りがされていたり、あるいは試験委員相互の間でメモのやり取りがされていたとしても、当該メモが、組織共用性のない担当者の個人メモである限り、行政文書に当たるといふことはできないのであるから、審査請求人の主張には理由がない。

なお、審査請求人は、当省から、既存のインターネットにて公開されている行政文書(378号決定で開示している行政文書)以外に試験委員が関与した文書が一件存在する旨の説明を受けた旨主張するが、

当省においてそのような説明をした事実はない。

イ (2) イの主張について

(ア) 原処分概要

開示請求の対象とされた行政文書は、①平成26年度司法書士試験午後の部第7問が出題ミスであるとの指摘に関する私簡文書（平成26年度受領分）及び②平成26年度司法書士試験午後の部第7問が出題ミスであるとの指摘に関する私簡文書（平成27年度受領分）であるが、原処分では、事前に開示請求人に対して保有している行政文書の名称を示し、その同意を得た上で、対象となる文書を①及び②と特定し、これらの文書について、法5条1号及び同条2号イの不開示情報に該当する部分を除き開示した。

(イ) 原処分を維持することが相当である理由

審査請求人は、上記(2)イのとおり、380号決定において、法5条2号イの不開示情報に該当するとして不開示とした部分について、当該不開示情報に該当しないとして、開示すべきであると主張している。

しかしながら、特定の法人が主張する試験問題の解答及びその理由を公開した場合、当該法人の評価につながるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、法5条2号イに該当する法人の特定につながる情報を不開示とし、一部開示相当とした原処分は、相当である。

2 補充理由説明書（諮問第586号ないし第589号）

(1) 諮問第586号、第587号及び第589号における行政文書の特定について（平成26年度司法書士試験関係）

法務省では、司法書士試験の問題の内容や採点結果等について、外部からの照会には一切応じられない旨回答しているところである。

これは、国会議員事務所や他省庁の担当者から、ファックスや電子メール等による照会があった場合でも同様であり、担当者においてその旨回答しているところである。

以下では、本対応を前提として説明する。

ア 審査請求人が主張している担当職員と国会議員事務所とのやり取りにおけるファックスについて

(ア) 審査請求人は、審査請求書に言及されている特定国会議員事務所より、法務省からファックスにて質問には一切応じることは出来ない旨の回答があったと連絡を受けており、法務省と特定国会議員事務所間でファックスによるやり取りがあったのではないかと主張している。

(イ) この点、当時の担当者に確認したところ、特定国会議員事務所か

ら、司法書士試験の問題の内容や採点結果等について説明要請があり、司法書士試験の問題の内容や採点結果等については、外部からの照会には応じていない旨回答したことは記憶しているが、回答に当たりファックスを送付したかについては記憶が定かではないとのことであった。

(ウ) 仮に、国会議員事務所から説明要請等のため、国会連絡担当部署を経由して、当省に対して説明を求める事項や日時等をメモしたファックスが送付されていたとしても、このようなファックスの保存期間については、法務省文書管理規則に特段の定めはなく、その取扱いは文書管理者に委ねられているところ、このファックスは、説明を求める内容やその日時等について、担当部署等に連絡することを目的として作成されるものであるから、対応が終われば保管しておく必要はないため、用済み後、廃棄する取扱いである。

(エ) また、仮に、当省の担当者が、国会議員事務所に対し、口頭で説明を行えばそれで足りることも多いところ、その上で更に説明内容をまとめたメモの送付を求められるような場合には、いわば国会議員事務所を実質的な作成主体とするメモを便宜的に代わって作成するものであって、職員が法務省における職務として作成したものとはいえないから、そもそも行政文書には該当しない。

イ 担当職員と総務省の行政相談の担当でやり取りした電子メールについて

(ア) 総務省の行政相談の担当者から問合せ及び回答は、電子メールにより行われることもあり得るのではないかとと思われるが、通常は、電話により行われており、問合せを受けた担当者が口頭で回答している。

なお、この対応は、司法書士試験の問題の内容や採点結果等に関する問合せを受けた場合でも同様である。

(イ) 審査請求人は、総務省の行政相談の担当者より、法務省から質問には一切応じることはできない旨の回答があったと連絡を受けており、法務省と総務省の担当者間で電子メールによるやり取りがあったのではないかと主張している。この点、当時の担当者に確認したところ、総務省の行政相談の担当者より、司法書士試験の問題の内容や採点結果等に関する質問を受けたか自体について、そもそも外部からの照会が相当数あることから、その個々を逐一記憶していないとのことであった。また、審査請求人が主張する内容についての電子メールについて探索したが、該当するものはなかった。

(ウ) また、仮に、当省の担当者が、総務省の行政相談の担当者に対し、口頭で説明を行えばそれで足りることも多いところ、その上で

更に説明内容をまとめたメモの送付を求められるような場合には、いわば総務省の行政相談の担当者を実質的な作成主体とするメモを便宜的に代わって作成するものであって、職員が法務省における職務として作成したものとはいえないから、そもそも行政文書には該当しない。

(2) 諮問第588号及び第589号における行政文書の特定について（平成22年度司法書士試験関係）

司法書士試験の試験問題については、作成に携わった試験委員が、採点まで通して行っており、採点等の過程において、試験委員が備忘的にメモ等を作成しても、参照の用が無くなった場合には、秘密保持の観点から、打合せ後直ちに廃棄されており、事務方が受領することはない。

また、法務省では、正解肢を法務省ホームページにおいて公表しており、例えば正解を複数にする場合等には、当該公表に合わせて行っているところ、ホームページ掲載について決裁を了しているが、当該決裁に係る文書は、5年間の保存期間の満了により、平成27年度末をもって廃棄されている。

なお、事務方と委員との連絡のやり取りは、口頭により行われている。

よって、既に開示した行政文書のほか、行政文書は保有していない。

(3) 不開示部分の不開示情報該当性について（諮問第586号）

ア 法5条2号イ該当部分（特定法人の名称、部署名、法人の所在地及び電話番号（ただし、公開されている情報を除く。））

特定の法人の名称等を公にすると、例えば、当該法人が試験予備校であった場合には、その主張する回答や理由が誤っていた場合には、当該の法人の評価の低下につながるおそれがあり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、法人の名称、部署名、法人の所在地及び電話番号については、法人に関する情報であって、これを公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とした。

イ 「平成26年12月19日付け請願書」及び「平成28年2月22日付け請願書」と題する文書並びにそれらを封入した封筒の差出人の氏名、印影及び住所（郵便番号を含む。）

標記の文書は特定個人から送付された請願書及びそれらを封入した封筒であり、差出人の氏名、印影及び住所（郵便番号を含む。）が記載されているところ、これらの情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該個人を識別することができ

るものに該当すると認められる。

また、当該個人が誰であるかは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

そして、氏名、印影及び住所（郵便番号を含む。）は、当該個人の個人識別情報に該当するから、法6条2項による部分開示の余地はない。

よって、不開示相当である。

ウ 「平成26年12月21日付け異議申立書」と題する文書及びそれを封入した封筒

標記の文書は特定の個人から送付された異議申立書及びそれを封入した封筒であり、特定の個人の氏名等が記載されていることから、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該個人が誰であるかは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

そして、不開示とした部分については、以下のとおり法6条2項による部分開示の余地はないから、不開示相当である。

(ア) 異議申立人の氏名、印影、住所及び年齢

これらの情報については、個人識別情報に該当するから、部分開示の余地はない。

(イ) 特定個人の行為の日付

行為の日付は、既に開示している特定個人の行為の内容に関する情報と当該情報を併せることにより、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、これらを開示した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあるから、部分開示の余地はない。

(ウ) 異議申立書の特定個人の国家試験の合否に関する情報並びに異議申立書に添付された平成26年度司法書士試験成績通知書及び（26）試験（多肢択一式）答案用紙（午後の部）の得点、順位及び解答欄（マーク欄）

特定個人の国家試験の合否に関する情報については、通常、当該個人にとって、知られたくない情報であり、かつ、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、これらを開示した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあるから、部分開示の余地はない。

(エ) 異議申立書に添付された平成26年度司法書士試験成績通知書及び(26)試験(多肢択一式)答案用紙(午後の部)の受験地

当該情報については、既に開示している情報と併せることにより、特定の個人を特定する手掛かりとなり得るものであり、これらを開示した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあるから、部分開示の余地はない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、諮問第586号ないし第589号を併合の上、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月15日 諮問の受理(諮問第586号ないし第589号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同月27日 審議(同上)
- ④ 同年10月17日 本件対象文書の見分及び審議(同上)
- ⑤ 同月18日 審査請求人から意見書1ないし3及び資料を収受(諮問第586号ないし第588号)
- ⑥ 同月25日 審査請求人から意見書4及び資料を収受(諮問第589号)
- ⑦ 同年11月29日 審議(諮問第586号ないし第589号)
- ⑧ 同年12月19日 審議(同上)
- ⑨ 同月28日 諮問庁から補充理由説明書を収受(同上)
- ⑩ 平成29年1月13日 審議(同上)
- ⑪ 同月20日 審議(同上)
- ⑫ 同月27日 審査請求人から意見書5を収受(同上)
- ⑬ 同月30日 諮問第586号ないし第589号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は請求文書1ないし3(本件請求文書)の開示を求めるものである。

処分庁は、①請求文書1については、文書1ないし3を特定した上で、文書1及び2は、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示(原処分3)とするとともに、文書3については、これを保有していないとして不開示(原処分4)とし、②請求文書2については、文書4ないし6を特定した上で、文書4及び5は、その全てを開示(原処分1)するとともに、文書6については、これを保有していないとして不開示(原処分2)とし、③請求文書3については、文書7を特定した上で、これを保

有していないとして不開示（原処分2）とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、開示された行政文書の外にも行政文書が存在するはずであると主張するとともに、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、具体的には、①特定国会議員事務所から、処分庁に対し、司法書士試験の出題ミスについて説明を求めており、その際の文書及びその回答として特定国会議員事務所に対してファックスにて返答している文書、②総務省からの電子メールによる司法書士試験の出題ミスについての電子文書情報及びその回答として総務省に対して電子メールを送付した電子文書、③処分庁から説明を受けた、既存のインターネットにて公開されている開示情報以外に試験委員が関与した文書1件並びに④平成22年度司法書士試験において、出題ミスにより3問の訂正が発表されており、出題ミスについて審議された文書の特定を求めていると認められる。

(2) 上記(1)①の文書について

ア 標記の文書について、諮問庁は、理由説明書、補充理由説明書及び当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させた結果によると、以下のとおり説明する。

(ア) 司法書士試験の担当職員に確認したところ、特定国会議員事務所から説明要請があり、司法書士試験の問題の内容や採点結果等については、外部からの照会には応じていない旨回答したことは記憶しているが、説明要請及びその回答に関してファックスにてやり取りをしたかについては、記憶が定かではないとのことであった。

(イ) 仮に、特定国会議員事務所から説明要請のためのファックスが送付されていたとしても、その保存期間については、法務省文書管理規則に特段の定めはなく、用済み後、廃棄する取扱いである。

(ウ) また、担当職員が、国会議員事務所に対し、口頭で説明を行えばそれで足りることも多いところ、その上で更に説明内容をまとめたメモの送付を求められるような場合には、いわば国会議員事務所を実質的な作成主体とするメモを便宜的に代わって作成するものであって、担当職員が法務省における職務として作成したものとはいえないから、そもそもそのようなメモは行政文書には該当しない。

しかし、仮に、当該メモが行政文書であったとしても、その保存期間については、当該メモの回答内容が司法書士試験の問題の内容や採点結果等である場合、外部からの照会には応じていないという

画一的な回答内容であることを考慮すれば、法務省文書管理規則に保存期間に関する特段の定めはなく、対応が終われば保管しておく必要はないため、用済み後、廃棄する取扱いである。

イ そこで、特定国会議員事務所からの説明要請及びその回答に関して、ファックスにてやり取りをした場合の保存期間等文書の取扱いについて、当該回答等に係る文書が行政文書であることを前提として検討するに、諮問庁から提示を受けた法務省文書管理規則を当審査会において確認したところ、当該文書については、同規則別表第1行政文書の保存期間基準に該当する項目はないので、同表の備考五「本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるもの」に該当すると認められる。

そこで、諮問庁から、上記表の備考五に基づき定められた、司法書士試験を所掌している法務省民事局民事第二課の標準文書保存期間基準（以下「保存期間基準」という。）の提示を受け、当審査会において確認したところ、当該文書については、保存期間基準の「その他上記1から23に掲げられていないもののうち、法2条6項の歴史公文書等に当たらないもの」に該当し、その保存期間は「事務処理上必要な1年未満の期間」と規定されていると認められる。

そうすると、標記の文書に該当するとみられる上記の回答等に係る文書が仮に作成、取得されていたとしても、本件開示請求の時点（平成28年4月及び5月）において、保存期間の経過により既に廃棄されたと考えられる。

ウ また、当審査会事務局職員をして、標記の文書の探索方法及び範囲について諮問庁に確認させたところ、法務省内の執務室内及び書庫を探索したが、標記の文書は存在しなかったとのことであり、文書の探索の方法及び範囲について特段の問題はないと認められる。

エ その外、審査請求人が、本件開示請求時点で、法務省において標記の文書を保有していると認めるに足りる具体的な根拠を示していないことも併せ考えると、標記の文書が行政文書に該当するかどうかについて判断するまでもなく、標記の文書は保有してしないとの諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められないことから、諮問庁の上記の説明は首肯せざるを得ない。

(3) 上記(1)②の文書について

ア 諮問庁は、総務省の行政相談の担当者からの問合せ及び回答は、電子メールにより行われることもあり得るのではないと思われるが、通常は、電話により行われ、問合せを受けた担当者が口頭で回答して

おり、この対応は、司法書士試験の問題の内容や採点結果等に関する問合せを受けた場合でも同様であり、また、当時の担当者に確認したところ、そもそも外部からの照会が相当数あることから、総務省の行政相談の担当者から、司法書士試験の問題の内容や採点結果等に関する質問を受けたか否か自体について、明確な記憶はなく、さらに、審査請求人の主張する内容の電子メールについて探索したが、該当するものはなかった旨説明する。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、標記の文書の探索方法及び範囲について諮問庁に確認させたところ、担当職員の電子メールフォルダー、法務省内の執務室内及び書庫を探索したが、当該電子メールは存在しなかったとのことであり、文書の探索の方法及び範囲について特段の問題はないと認められる。

ウ その外、審査請求人が、本件開示請求の時点で、法務省において標記の文書を保有していると認めるに足りる具体的な根拠を示していないことも併せ考えると、標記の文書は保有してしないとの諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとまではいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められないことから、諮問庁の上記の説明は首肯せざるを得ない。

(4) 上記(1)③の文書について

諮問庁は、既存のインターネットにて公開されている行政文書以外に試験委員が関与した文書が存在する旨の説明をした事実はないと説明するところ、その説明に不自然、不合理な点はなく、審査請求人がこの説明を覆すに足りる具体的な根拠を示していないことを考えると、諮問庁の当該説明は首肯せざるを得ない。

(5) 上記(1)④の文書について

ア 諮問庁は、標記の文書について、以下のとおり説明する。

(ア) 司法書士試験の試験問題については、作成に携わった試験委員が、採点まで通して行っており、採点等の過程において、試験委員が備忘的にメモ等を作成しても、参照の用がなくなった場合には、秘密保持の観点から、当該メモ等は打合せ後直ちに廃棄されており、事務方が受領することはない。

(イ) また、法務省では、正解肢を法務省ホームページにおいて公表しており、例えば、正解を複数にする場合等には、当該公表に合わせて公表を行っているところ、平成22年度司法書士試験の正解等に関する上記のホームページ掲載については決裁を了しているが、当該決裁に係る文書は、5年間の保存期間の満了により、平成27年度末をもって廃棄されている。

(ウ) なお、事務方と試験委員との連絡のやり取りは、口頭により行わ

れている。

(エ) よって、既に開示した文書 4 及び 5 の外、審査請求人が開示を請求している行政文書は保有していない。

イ そこで、平成 22 年度司法書士試験に関する上記のホームページに掲載するための決裁に係る文書の保存期間について、諮問庁から保存期間基準の提示を受け、当審査会において確認したところ、当該文書は同基準の「司法書士試験に関する事項」の「①試験の実施に関する文書」に該当し、その保存期間は「5 年」と規定されていると認められる。

そうすると、標記の文書の作成の時期（平成 22 年 8 月）に照らし、標記の文書に該当する文書のうち文書 4 及び 5 以外のものについては、仮に作成されていたとしても、本件開示請求の時点（平成 28 年 5 月）において、保存期間の経過により、既に廃棄されたと考えられる。

ウ また、当審査会事務局職員をして、標記の文書の探索方法及び範囲について諮問庁に確認させたところ、法務省内の執務室内及び書庫を探索したが、文書 4 及び 5 の外に標記の文書は存在しなかったとのことであり、文書の探索の方法及び範囲について特段の問題はないと認められる。

エ その外、審査請求人が、本件開示請求の時点で、法務省において標記の文書を保有していると認めるに足りる具体的な根拠を示していないことも併せ考えると、法務省においては、開示済みの文書 4 及び 5 並びにホームページ掲載のための決裁に係る文書以外に行政文書が作成、取得されなかったことから、本件開示請求の時点で、文書 4 及び 5 以外には保有していない旨の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も認められないことから、諮問庁の上記の説明を首肯せざるを得ない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示とされたのは、文書 1 及び 2 の一部であり、別紙 3 に掲げる部分であると認められる。

そこで、以下、別紙 3 に掲げる不開示部分ごとに不開示情報該当性について検討する。

(1) 「平成 26 年度司法書士試験筆記試験（多肢択一式問題）午後の部第 7 問につきまして」と題する書面の不開示部分について（別紙 3 の文書 1-1）

標記の書面は、特定法人から法務省に送付された、平成 26 年度司法書士試験において法務省が公表した試験の正解が違うのではないかと指摘した書面であり、そのうち不開示とされているのは、特定法人の名称、部署名、担当者名、法人の住所及び電話番号である。

ア 特定法人の名称，部署名，法人の住所及び電話番号について

上記の不開示部分については，これを公にした場合，当該法人が特定されるため，当該法人が法務省に標記の書面を送付したことが明らかとなると認められる。

そして，標記の書面中，上記及び下記イの不開示部分を除く部分は原処分において開示されていることから，上記の不開示部分を公にした場合，特定法人の主張する回答や理由が誤っていた場合には，当該法人の評価の低下につながるおそれがあり，法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの諮問庁の説明は，首肯できる。

したがって，上記の不開示部分については，法5条2号イの不開示情報に該当し，不開示としたことは妥当である。

イ 担当者名について

上記の不開示部分は，特定法人作成の標記の書面を法務省に送付した担当者の氏名であり，法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものに該当するところ，同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず，また，個人識別部分であることから，法6条2項による部分開示の余地もなく，法5条1号に該当し，不開示としたことは妥当である。

- (2) 「平成26年12月19日付け請願書」と題する書面及びそれを封入した封筒（法務省特定課宛て（別紙3の文書1-2），法務大臣宛て（別紙3の文書1-3）各1通）並びに「平成28年2月22日付け請願書」と題する書面及びそれを封入した封筒（同文書2）の不開示部分について

標記の各文書のうち，不開示とされているのは，各請願書及びそれぞれを封入した各封筒の差出人の氏名，印影（請願書のみ）及び住所（郵便番号を含む。）である。

上記の不開示部分については，法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものに該当し，同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず，また，個人識別部分であることから，法6条2項による部分開示の余地もなく，法5条1号に該当し，不開示としたことは妥当である。

- (3) 「平成26年12月21日付け異議申立書」と題する書面及びそれを封入した封筒の不開示部分について（別紙3の文書1-4）

標記の文書のうち，不開示とされているのは，「特定個人の氏名」，「印影」，「住所」，「年齢」，「特定個人の行為の日付」，「異議申立書の特定個人の国家試験の合否に関する情報」，「異議申立書に添付された平成26年度司法書士試験成績通知書及び（26）試験（多肢択

一式) 答案用紙(午後の部)の得点, 順位及び解答欄(マーク欄)」並びに「異議申立書に添付された平成26年度司法書士試験成績通知書及び(26)試験(多肢択一式)答案用紙(午後の部)の受験地欄」である。

ア 法5条1号本文前段該当性について

標記の文書は, 特定個人から法務省に送付された異議申立書及びそれを封入した封筒であり, 特定個人の氏名の外, 特定個人に係る情報が記載されていることから, 全体として特定個人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって, 当該個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 法5条1号ただし書該当性について

上記(3)の不開示部分については, いずれも法令の規定により又は慣行として公にされ, 又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから, 法5条1号ただし書イに該当せず, 同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

ウ 法6条2項の部分開示の可否について

(ア) 特定個人の氏名, 印影, 住所及び年齢について

上記の情報については, 個人識別情報に該当するから, 部分開示の余地はない。

(イ) 特定個人の行為の日付について

上記の情報については, 既に開示されている特定個人の行為の内容に関する情報と併せることにより, 当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから, これを開示した場合, 当該個人の権利利益を害するおそれがないと認めることはできず, したがって, 部分開示することはできない。

(ウ) 異議申立書の特定個人の国家試験の合否に関する情報並びに異議申立書に添付された平成26年度司法書士試験成績通知書及び(26)試験(多肢択一式)答案用紙(午後の部)の得点, 順位及び解答欄(マーク欄)について

上記の情報は, 特定個人の国家試験の合否に関する情報であり, 通常, 当該個人にとって他人に知られたくない情報であり, かつ, 当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから, これらを開示した場合, 当該個人の権利利益を害するおそれがないと認めることはできず, 部分開示することはできない。

(エ) 異議申立書に添付された平成26年度司法書士試験成績通知書及び(26)試験(多肢択一式)答案用紙(午後の部)の受験地欄について

上記の情報は, 既に開示している情報等と併せることにより, 特定の個人を特定する手掛かりとなり得るものであり, これらを開示

した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがないと認めることはできず、部分開示することはできない。

エ 以上のとおり、上記（３）の不開示部分については、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、文書１及び２の一部を法５条１号及び２号イに該当するとして不開示とし、文書４及び５を開示し、文書３、６及び７を保有していないとして不開示とした各決定については、法務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条１号及び２号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 本件請求文書

請求文書 1 平成 26 年度司法書士試験の出題ミスが指摘されている午後の部第 7 問についての各肢の正誤表及び解説あるいは、なければ出題ミスについて指摘されたことによる法務省のすべての資料（会話記録など）

請求文書 2 平成 22 年度司法書士試験の出題ミス（午前の部 7 問， 33 問及び午後の部 9 問）の訂正をする際に法務省内で議論した内容（出題ミスが発覚した原因及び正誤表並びに解説等）に関する文書（データでもよい）すべて

請求文書 3 平成 26 年度司法書士試験午後の部第 7 問における出題ミスが指摘されている際の法務省内にて午後の部第 7 問について審議した内容の文書（データでもよい）すべて

別紙 2 本件対象文書

文書 1 平成 26 年度司法書士試験午後の部第 7 問が出題ミスであるとの指摘に関する私簡文書（平成 26 年度受領分）

文書 2 平成 26 年度司法書士試験午後の部第 7 問が出題ミスであるとの指摘に関する私簡文書（平成 27 年度受領分）

文書 3 平成 26 年度司法書士試験午後の部第 7 問が出題ミスであるとの指摘に関する法務省内での議論に関する文書

文書 4 平成 22 年度司法書士試験（筆記試験）の採点上の取扱いについて

文書 5 平成 22 年度司法書士試験多肢択一試験の正解等

文書 6 平成 22 年度司法書士試験における出題ミス（午前の部 7 問， 33 問及び午後の部 9 問）の訂正をする際に法務省内で議論した内容に関する文書

文書 7 平成 26 年度司法書士試験午後の部第 7 問における出題ミスが指摘されている際の法務省内にて午後の部第 7 問について審議した内容に関する文書

別紙 3 本件不開示部分

文書 1 平成 26 年度司法書士試験午後の部第 7 問が出題ミスであるとの指摘に関する私簡文書（平成 26 年度受領分）のうち

文書名等	不開示部分	該当条文
文書 1-1 「平成 26 年度司法書士試験筆記試験（多肢択一式問題）午後の部第 7 問につきまして」と題する書面	「担当者氏名」	法 5 条 1 号
	「特定法人の名称」, 「部署名」, 「法人の住所」及び「電話番号」	法 5 条 2 号イ
文書 1-2 「平成 26 年 12 月 19 日付け請願書」と題する書面及びそれを封入した封筒（法務省特定課宛て）	「差出人の氏名」, 「印影」及び「住所（郵便番号を含む。）」	法 5 条 1 号
文書 1-3 「平成 26 年 12 月 19 日付け請願書」と題する書面及びそれを封入した封筒（法務大臣宛て）	「差出人の氏名」, 「印影」及び「住所（郵便番号を含む。）」	法 5 条 1 号
文書 1-4 「平成 26 年 12 月 21 日付け異議申立書」と題する書面及びそれを封入した封筒	「特定個人の氏名」, 「印影」, 「住所」, 「年齢」, 「特定個人の行為の日付」, 「異議申立書の特定個人の国家試験の合否に関する情報」, 「異議申立書に添付された平成 26 年度司法書士試験成績通知書及び（26）試験（多肢択一式）答案用紙（午後の部）の得点, 順位及び解答欄（マーク欄）」並びに「異議申立書に添付された平成 26 年度司法書士試験成績通知書及び（26）試験（多肢択一式）答案用紙（午後の部）の受験地欄」	法 5 条 1 号

文書2 平成26年度司法書士試験午後の部第7問が出題ミスであるとの指摘に関する私簡文書（平成27年度受領分）

文書名等	不開示部分	該当条文
文書2（「平成28年2月22日付け請願書」と題する書面及びそれを封入した封筒）	「差出人の氏名」及び「住所（郵便番号を含む。）」	法5条1号